

監査委員公表第1号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年1月30日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 天利 薫

1 監査の期間

令和2年1月7日から令和2年1月29日まで

2 監査等対象機関

町民部協働文化推進課

拠点づくり部田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課、寒川駅周辺整備事務所

企画部企画政策課

3 監査等の種別

定期監査

4 監査等対象

令和元年度（平成31年4月1日から令和元年11月30日まで）の財務及び事務の執行状況

5 監査の方法

対象部課等から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業執行、負担金等、財産管理に主眼を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取した。

6 監査の結果

一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に処理されていると認められた。

○留意事項及び軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。

（拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所、企画部企画政策課）

おおむね適正に執行されていると認められた。

○軽微な留意事項は、口頭により指摘又は指導した。

（町民部協働文化推進課、拠点づくり部田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課）